

| 修正案   |   | 現行  |  |        |  |      |   |          |  |  |   |       |  |        |  |      |   |          |  |   |
|---|---|---|--|--------|--|------|---|----------|--|--|---|-------|--|--------|--|------|---|----------|--|---|
| <b>第1章 大規模火災対策</b><br><br><b>第2節 予防計画</b><br><br>2 防災空間の整備・拡大<br>(3) 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時においては、火災の延焼防止機能も有しているため、 <u>道路の新設・改良を進めていく。</u> |   | <b>第1章 大規模火災対策</b><br><br><b>第2節 予防計画</b><br><br>2 防災空間の整備・拡大<br>(3) 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時においては、火災の延焼防止機能も有している。 <u>街路の整備は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強い街づくりに貢献することが大きい。</u><br>県及び市町村は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路については緊急性の高いものから整備を図っている。 |  |        |  |      |   |          |  |  |   |       |  |        |  |      |   |          |  |   |
| <b>第3節 応急対策計画</b><br><br>【別表】<br>1 配備基準   |   | <b>第3節 応急対策計画</b><br><br>【別表】<br>1 配備基準   |  |        |  |      |   |          |  |  |   |       |  |        |  |      |   |          |  |   |
| (情報収集体制・災害警戒体制)   | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">大規模火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置する本部</td> <td>大規模火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長)<br/>※本部長が必要と認めたとき設置</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>大規模火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配備を要する課等</td> <td>本庁<br/>危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課<br/>健康福祉政策課 医療整備課 薬務課<br/>病院局経営管理課</td> </tr> <tr> <td>出先機関(関係各部署等において必要と認めたとき)※4<br/>地域振興事務所<br/>健康福祉センター(保健所)<br/>その他、必要に応じて部局内等で増強する。</td> </tr> </tbody> </table> | 大規模火災   |  | 設置する本部 | 大規模火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長)<br>※本部長が必要と認めたとき設置 | 配備基準 | 大規模火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。 | 配備を要する課等 | 本庁<br>危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課<br>健康福祉政策課 医療整備課 薬務課<br>病院局経営管理課 | 出先機関(関係各部署等において必要と認めたとき)※4<br>地域振興事務所<br>健康福祉センター(保健所)<br>その他、必要に応じて部局内等で増強する。 | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">大規模火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置する本部</td> <td>大規模火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長)<br/>※本部長が必要と認めたとき設置</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>大規模火災により災害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配備を要する課等</td> <td>本庁<br/>危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課<br/>健康福祉政策課 医療整備課 薬務課<br/>病院局経営管理課</td> </tr> <tr> <td>出先機関(関係各部署等において必要と認めるとき)<br/>地域振興事務所地域振興課<br/>健康福祉センター(保健所)<br/>その他<br/>必要に応じて部局内等で増強する</td> </tr> </tbody> </table> | 大規模火災 |  | 設置する本部 | 大規模火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長)<br>※本部長が必要と認めたとき設置 | 配備基準 | 大規模火災により災害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。 | 配備を要する課等 | 本庁<br>危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課<br>健康福祉政策課 医療整備課 薬務課<br>病院局経営管理課 | 出先機関(関係各部署等において必要と認めるとき)<br>地域振興事務所地域振興課<br>健康福祉センター(保健所)<br>その他<br>必要に応じて部局内等で増強する |
| 大規模火災   |   |   |  |        |  |      |   |          |  |  |   |       |  |        |  |      |   |          |  |   |
| 設置する本部  | 大規模火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長)<br>※本部長が必要と認めたとき設置  |   |  |        |  |      |   |          |  |  |   |       |  |        |  |      |   |          |  |   |
| 配備基準  | 大規模火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。   |   |  |        |  |      |   |          |  |  |   |       |  |        |  |      |   |          |  |   |
| 配備を要する課等  | 本庁<br>危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課<br>健康福祉政策課 医療整備課 薬務課<br>病院局経営管理課  |   |  |        |  |      |   |          |  |  |   |       |  |        |  |      |   |          |  |   |
|   | 出先機関(関係各部署等において必要と認めたとき)※4<br>地域振興事務所<br>健康福祉センター(保健所)<br>その他、必要に応じて部局内等で増強する。  |   |  |        |  |      |   |          |  |  |   |       |  |        |  |      |   |          |  |   |
| 大規模火災   |   |   |  |        |  |      |   |          |  |  |   |       |  |        |  |      |   |          |  |   |
| 設置する本部  | 大規模火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長)<br>※本部長が必要と認めたとき設置  |   |  |        |  |      |   |          |  |  |   |       |  |        |  |      |   |          |  |   |
| 配備基準  | 大規模火災により災害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。   |   |  |        |  |      |   |          |  |  |   |       |  |        |  |      |   |          |  |   |
| 配備を要する課等  | 本庁<br>危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課<br>健康福祉政策課 医療整備課 薬務課<br>病院局経営管理課  |   |  |        |  |      |   |          |  |  |   |       |  |        |  |      |   |          |  |   |
|   | 出先機関(関係各部署等において必要と認めるとき)<br>地域振興事務所地域振興課<br>健康福祉センター(保健所)<br>その他<br>必要に応じて部局内等で増強する   |   |  |        |  |      |   |          |  |  |   |       |  |        |  |      |   |          |  |   |

| 修正案   |          | 現行   |  |
|---|----------|--|--|
| (災害対策本部第1～第3配備)   | 設置する本部   | 災害対策本部（本部長：知事）   | 災害対策本部（本部長：知事）   |
|   | 配備基準     | 大規模火災により重大な被害が発生し、本部長が必要と認めたととき。   | 大規模火災により重大な災害が発生し、本部長が必要と認めたととき。   |
|   | 配備を要する課等 | 本庁<br>災害警戒体制に加えて<br>秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課<br>衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局<br>水道局水道部計画課 企業土地管理局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課<br>出先機関<br>災害警戒体制と同じ 必要に応じて関係機関で増強する | 本庁<br>第2配備に加えて<br>秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課<br>衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局<br>水道局計画課 企業庁企業総務課<br>教育庁教育振興部学校安全保健課<br>出先機関<br>第2配備と同じ 必要に応じて関係機関で増強する |
| ※ 配備の特例措置<br>1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。<br>2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。<br>3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたとときは、より上位の配備体制を指示することができる。<br>4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 |          | ※ 配備の特例措置<br>1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。<br>2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。（新設）  |  |
| ※議会事務局には連絡のみ行う。   |          | ※議会事務局には連絡のみ行う。  |  |
| <b>第2章 林野火災対策</b><br><br><b>第3節 応急対策計画</b>  |          | <b>第2章 林野火災対策</b><br><br><b>第3節 応急対策計画</b>   |  |
| 【別表】  |          | 【別表】   |  |
| 1 配備基準  |          | 1 配備基準   |  |
|   | 林野火災     |  | 林野火災   |

| 修正案             |          | 現行  |               |  |
|-----------------|----------|---|---------------|--|
| (情報収集体制・災害警戒体制) | 設置する本部   | 林野火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長)<br>※本部長が必要と認めたとき設置   | 設置する本部        | 林野火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長)<br>※本部長が必要と認めたとき設置  |
|                 | 配備基準     | 林野火災により <u>被害</u> が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。   | 配備基準          | 林野火災により <u>災害</u> が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。  |
|                 | 配備を要する課等 | 本庁<br>危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課<br>健康福祉政策課 医療整備課 薬務課<br>森林課<br>病院局経営管理課<br>出先機関(関係各部局等において必要と認めたとき)※4<br>地域振興事務所<br>健康福祉センター(保健所)<br>(削除)<br>林業事務所<br>その他、必要に応じて部局内等で増強する。                                    | (第1・第2配備)     | 本庁<br>危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課<br>健康福祉政策課 医療整備課 薬務課<br>森林課<br>病院局経営管理課<br>出先機関(関係各部局等において必要と認めるとき)<br>地域振興事務所 <u>地域振興課</u><br>健康福祉センター(保健所)<br><u>農業事務所</u><br>林業事務所<br>その他<br>必要に応じて部局内等で増強する    |
| (災害対策本部第1～第3配備) | 設置する本部   | 災害対策本部(本部長:知事)  | 設置する本部        | 災害対策本部(本部長:知事)   |
|                 | 配備基準     | 林野火災により重大な <u>被害</u> が発生し、本部長が必要と認めたとき。   | 配備基準          | 林野火災により重大な <u>災害</u> が発生し、本部長が必要と認めたとき。  |
|                 | 配備を要する課等 | 本庁<br><u>災害警戒体制</u> に加えて<br>秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課<br>衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局<br>水道局水道部計画課 <u>企業土地管理局経営管理課</u><br>教育庁教育振興部学校安全保健課<br>出先機関<br><u>災害警戒体制</u> と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。 | (本部第1～本部第3配備) | 本庁<br><u>第2配備</u> に加えて<br>秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課<br>衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局<br>水道局計画課 <u>企業庁企業総務課</u><br>教育庁教育振興部学校安全保健課<br>出先機関<br><u>第2配備</u> と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。 |

| 修正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>※ 配備の特例措置</p> <p>1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。</p> <p>3 <u>配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。</u></p> <p>4 <u>出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。</u></p> | <p>※ 配備の特例措置</p> <p>1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。<br/>(新設)</p> |
| ※議会事務局には連絡のみ行う。   | ※議会事務局には連絡のみ行う。   |

### 第3章 危険物等災害対策

#### 第3節 応急対策計画

【別表】

1 配備基準

|                 |          | 危険物等災害   |
|-----------------|----------|--|
| (情報収集体制・災害警戒体制) | 設置する本部   | 危険物等事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長)<br>※本部長が必要と認めたとき設置  |
|                 | 配備基準     | 危険物等事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。   |
|                 | 配備を要する課等 | 本庁<br>危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課<br>健康福祉政策課<br>医療整備課<br>薬務課<br>病院局経営管理課<br>出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき）※4 |

### 第3章 危険物等災害対策

#### 第3節 応急対策計画

【別表】

1 配備基準

|           |          | 危険物等災害   |
|-----------|----------|--|
| (第1・第2配備) | 設置する本部   | 危険物等事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長)<br>※本部長が必要と認めたとき設置  |
|           | 配備基準     | 危険物等事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。   |
|           | 配備を要する課等 | 本庁<br>危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課<br>健康福祉政策課<br>医療整備課<br>薬務課<br>病院局経営管理課<br>出先機関（関係各部局等において必要と認めるとき） |

| 修正案  |  |  | 現行  |   |   |
|--|--|--|---|---|---|
|  |  | 地域振興事務所<br>健康福祉センター（保健所）<br>その他、必要に応じて部局内等で増強する。   |   |   | 地域振興事務所 <u>地域振興課</u><br>健康福祉センター（保健所）<br>その他<br>必要に応じて部局内等で増強する |
| （災害対策本部第1～第3配備）  | 設置する本部                                     | 災害対策本部（本部長：知事）   | 設置する本部  | 災害対策本部（本部長：知事）  |   |
|  | 配備基準                                       | 危険物等事故により重大な <u>被害</u> が発生し、本部長が必要と認めるとき。  | 配備基準  | 危険物等事故により重大な <u>災害</u> が発生し、本部長が必要と認めるとき。   |   |
|  | 配備を要する課等                                   | 本 庁<br><u>災害警戒体制</u> に加えて<br>秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課<br>衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局<br>水道局水道部計画課 <u>企業土地管理局経営管理課</u><br>教育庁教育振興部学校安全保健課 | 配備を要する課等  | 本 庁<br><u>第2配備</u> に加えて<br>秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課<br>衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局<br>水道局計画課 <u>企業庁企業総務課</u><br>教育庁教育振興部学校安全保健課 |   |
|  | 出先機関<br><u>災害警戒体制</u> と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。 | 出先機関<br><u>第2配備</u> と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。   |   |   |   |
| ※ 配備の特例措置<br>1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。<br>2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。<br><u>3 配備体制を強化する必要があると知事が認めるときは、より上位の配備体制を指示することができる。</u><br><u>4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。</u> |  |  | ※ 配備の特例措置<br>1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。<br>2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。<br>（新設） |   |   |
| ※議会事務局には連絡のみ行う。  |  |  | ※議会事務局には連絡のみ行う。   |   |   |
| 第4章 油等海上流出災害対策   |  |  | 第4章 油等海上流出災害対策  |   |   |
| 第1節 基本方針   |  |  | 第1節 基本方針  |   |   |

| 修正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>2 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱<br/> (1) 第三管区海上保安本部等<br/> シ <u>海防法に基づく指定海上防災機関への流出油等の防除措置の指示</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 応急対策計画</b></p> <p>4 流出油の防除措置<br/> (1) 第三管区海上保安本部等<br/> イ 海防法に基づき、船舶等の所有者等に対し、防除措置を命じるとともに、必要に応じて、巡視艇等により流出油の回収等防除作業を実施する。<br/> 特に必要があると認められるときは、海防法第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講じることを要請することができる。<br/> また、必要に応じ、各排出油等防除協議会会員に対し事故発生情報を通報するとともに、海防法に基づき、<u>指定海上防災機関</u>に対する指示を行うことができる。</p> <p>8 その他<br/> (1) 補償対策<br/> ア タンカーによる油流出事故の場合<br/> 船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。<br/> また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができる<u>ほか</u>、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が<u>防除措置を講じた場合には、その経費を</u>、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。<br/> イ タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合<br/> 船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した燃料油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するた</p> | <p>2 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱<br/> (1) 第三管区海上保安本部等<br/> シ <u>海上災害防止センターへの流出油の応急防除措置の指示</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 応急対策計画</b></p> <p>4 流出油の防除措置<br/> (1) 第三管区海上保安本部等<br/> イ 海防法に基づき、船舶等の所有者等に対し、防除措置を命じるとともに、必要に応じて、巡視艇等により流出油の回収等防除作業を実施する。<br/> 特に必要があると認められるときは、海防法第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講じることを要請することができる。<br/> また、必要に応じ、各排出油等防除協議会会員に対し事故発生情報を通報するとともに、海防法に基づき、<u>海上災害防止センター</u>に対する指示を行うことができる。</p> <p>8 その他<br/> (1) 補償対策<br/> ア タンカーによる油流出事故の場合<br/> 船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。<br/> また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をことができ、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が<u>講じた措置に掛かる経費を</u>、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。<br/> イ タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合<br/> 船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した燃料油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するた</p> |

| 修正案   |          | 現行   |  |
|---|----------|--|--|
| <p>めの措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。</p> <p>また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができるほか、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が防除措置を講じた場合には、その経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。</p> |          | <p>めの措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。</p> <p>また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をことができ、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が講じた措置に掛かる経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。</p> |  |
| 【別表】  |          | 【別表】   |  |
| 1 配備基準  |          | 1 配備基準   |  |
| (情報収集体制・災害警戒体制)   |          | 油等海上流出災害   |  |
|   | 設置する本部   | 油等海上流出事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長）<br>※本部長が必要と認めるとき設置  |  |
|   | 配備基準     | 船舶等による油等の海上流出事故が発生し、油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合で、知事が必要と認めるとき。  |  |
| (情報収集体制・災害警戒体制)   | 配備を要する課等 | 本庁   |  |
|   |          | 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課<br>健康福祉政策課<br>大気保全課 水質保全課 自然保護課 <u>循環型社会推進課</u> 廃棄物指導課<br>経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課<br><u>災害警戒体制から配備を要する課</u><br>管財課 観光企画課 県土整備政策課   |  |
|   |          | 出先機関（関係各部局等において必要と認めるとき）※4<br>地域振興事務所<br>健康福祉センター（保健所） 水産事務所<br>漁港事務所 土木事務所 港湾事務所<br>その他、必要に応じて部局内等で増強する。  |  |
| (第1・第2配備)   |          | 油等海上流出災害   |  |
|   | 設置する本部   | 油等海上流出事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長）<br>※本部長が必要と認めるとき設置  |  |
|   | 配備基準     | 船舶等による油等の海上流出事故が発生し、油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合で、知事が必要と認めるとき。  |  |
| (第1・第2配備)   | 配備を要する課等 | 本庁   |  |
|   |          | 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課<br>健康福祉政策課<br>大気保全課 水質保全課 自然保護課 <u>資源循環推進課</u> 廃棄物指導課<br>経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課<br><u>第2配備から配備を要する課</u><br>管財課 観光企画課 県土整備政策課  |  |
|   |          | 出先機関（関係各部局等において必要と認めるとき）<br>地域振興事務所 <u>地域振興課</u><br>健康福祉センター（保健所） 水産事務所<br>漁港事務所 土木事務所 港湾事務所<br>その他<br>必要に応じて部局内等で増強する   |  |

| 修正案  |          | 現行  |   |
|--|----------|---|---|
| (災害対策本部第1(第3配備))   | 設置する本部   | 災害対策本部 (本部長：知事)   | 災害対策本部 (本部長：知事)   |
|  | 配備基準     | 船舶等による油等の海上流出事故が発生し、大量の油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合 (災害対策本部第3配備は漂着した場合) で、本部長が必要と認めたとき。  | 船舶等による油等の海上流出事故が発生し、大量の油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合 (本部第3配備は漂着した場合) で、本部長が必要と認めたとき。  |
|  | 配備を要する課等 | <p>本庁<br/> <u>災害警戒体制に加えて</u><br/>           秘書課 政策企画課 報道広報課<br/>           健康づくり支援課 疾病対策課<br/>           医療整備課 薬務課 環境政策課<br/>           水産課 出納局 水道局水道部計画課<br/>           企業土地管理局経営管理課 病院局経営管理課 教育庁<br/>           教育振興部学校安全保健課</p> <p>出先機関<br/> <u>災害警戒体制と同じ 必要に応じて関係機関で増強する。</u></p> | <p>本庁<br/> <u>第2配備に加えて</u><br/>           秘書課 政策企画課 報道広報課<br/>           健康づくり支援課 疾病対策課<br/>           医療整備課 薬務課 環境政策課<br/>           水産課 出納局 水道局計画課<br/>           企業庁企業総務課 病院局経営管理課 教育庁教育振興<br/>           部学校安全保健課</p> <p>出先機関<br/> <u>第2配備と同じ 必要に応じて関係機関で増強する</u></p> |
| <p>※配備の特例措置</p> <p>1 知事 (防災危機管理部長) は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 知事 (防災危機管理部長) は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。</p> <p><u>3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。</u></p> <p><u>4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。</u></p> |          | <p>※配備の特例措置</p> <p>1 知事 (防災危機管理部長) は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 知事 (防災危機管理部長) は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。<br/>(新設)</p>  |   |
| ※議会事務局には連絡のみ行う。  |          | ※議会事務局には連絡のみ行う。   |   |